

米子市告示第 1 8 3 号

認可地縁団体が所有する不動産の所有権移転等の登記について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産であって、その登記関係者の全部又は一部の所在が知れないものの所有権の保存又は移転の登記に係る公告を求める旨の申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

なお、当該登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者等は、米子市長に対し、異議を述べることができる。

令和 8 年 6 月 1 8 日

米子市長 伊 木 隆 司

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 福平自治会

(2) 区域 別紙区域図のとおり

(3) 主たる事務所の所在地 米子市淀江町福頼 2 8 8 番地

2 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在及び地番
宅地	1 1 6 . 3 5 平方メートル	米子市淀江町福頼字村屋敷 2 8 8 番

(2) 所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
--------	----

松原幾松	西伯郡淀江町大字福頼273番地
田中帛次郎	西伯郡淀江町大字福頼7番屋敷
松原岩五郎	西伯郡淀江町大字福頼8番屋敷
西田万四郎	西伯郡淀江町大字福頼283番地
松原幸四郎	西伯郡淀江町大字福頼9番屋敷
松原元治郎	西伯郡淀江町大字福頼285番地
田中重吉	西伯郡淀江町大字福頼11番屋敷
松原久次郎	西伯郡淀江町大字福頼12番屋敷
田中新蔵	西伯郡淀江町大字福頼13番屋敷
松原辰次郎	西伯郡淀江町大字福頼14番屋敷
福島樽松	西伯郡淀江町大字福頼16番屋敷
田中石蔵	西伯郡淀江町大字福頼296番地
田中又次郎	西伯郡淀江町大字福頼18番屋敷
田中万次郎	西伯郡淀江町大字福頼19番屋敷
田中一良	西伯郡淀江町大字福頼292番地
松原富次郎	西伯郡淀江町大字福頼278番地
松原作次郎	西伯郡淀江町大字福頼280番地
松原為五郎	西伯郡淀江町大字福頼2番屋敷
松原由蔵	西伯郡淀江町大字福頼8番屋敷
福島長次郎	西伯郡淀江町大字福頼4番屋敷
松原富三郎	西伯郡淀江町大字福頼241番地

3 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲

- (1) 申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人
- (2) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

- (1) 期間 令和8年6月18日から同年9月24日まで


(2) 方法 地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 22 条の 3 第 3 項に規定する申出書に必要事項を記載し、申請不動産の登記事項証明書及び住民票の写しを添えて提出すること。

(3) 提出先 米子市加茂町一丁目 1 番地

米子市総合政策部地域振興課自治振興担当

区 域 図

縮尺7,500分の1

凡 例		認可地縁団体区域
-----	---	----------

